

昭和五十二年十一月十四日

四日市市議会臨時会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十二年十一月十四日(月)

午後一時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第一二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに

各特別会計等の決算認定について

第四 議案第一二三号 工事請負契約の締結について

第五 議案第一二四号 工事請負契約の締結について

第六 議案第一二五号 工事請負契約の締結について

第七 議案第一二六号 工事請負契約の締結について

議案説明：質  
疑委員会付託

” ” ” ”

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十名)

天 春 文 雄  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一



○欠席議員（四名）

山本勝  
青山峯男  
訓覇也男  
後藤寛次  
高橋力三

○議事説明のため出席した者

市	助	助	収入	市長公室	総務部	財政部	市民部	福祉部	産業部
長	役	役	役	長	長	長	長	長	長
加藤寛嗣	三輪喜代司	坂倉哲男	平井清三	阿南輝彦	斎藤久美	伊藤治郎	矢田三郎	杉本義広	谷沢文男

○出席事務局職員

環境部長	川合一郎	教育委員長	栗原弘	消防長	松村佳美	代表監査委員	森幸雄	事務局長	佐々木晃精	議事課長	小坂靖
都市計画部長	杉本義広	教育長	山鹿静夫	長	岡本林衛						
建設部長	石井三夫	長	六田猶裕	長	岡本林衛						
下水道部長	奥村仁人										
副収入役	荒木三郎										

議事係長	板崎大之丞
主事	山口克彦
主事	金森伸夫

午後一時二分開会

○議長（大谷喜正君） ただいまから昭和五十二年十一月、四日市市議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、三十三名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（大谷喜正君） 会議に先立ちまして、新しく就任された栗原教育委員長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

〔教育委員長（栗原 弘君） 議場中央に進む〕

○教育委員長（栗原 弘君） 私、先ほどご紹介いただきました栗原でございます。この十月から教育委員としてお邪魔させていただくことになりましたが、何しろ前教育委員長龍池先生の後をちようだいたしまして、その責任の重大さを感じているわけでございます。公私ともにいろいろ仕事を持っておりますので、かたくご辞退させていただいたのでございますけれども、何としましてということでお引き受けさせていただきました。いろいろ教育界におきましてもいろいろな問題がございます。私一人ではとてもこの大任を果たす自信はございませんけれども、皆様方の良きご理解とご指導によりましてお役を務めさせていただきますと思います。教育者の端くれではございますけれども

も、こういう席に立たせていただくことも初めてでございます。何しろふなれなものでございますので、いろいろな問題これから一生懸命勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導のほどをご場でお願いたします。

どうぞよろしく願ひしてございさつにかえさせていただきます。（拍手）

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしく願ひいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において、堀 新兵衛君及び小井道夫君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日から十一月二十二日までの九日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日から十一月二十二日までの九日間と決定いたしました。

日程第三　議案第一二二二号　昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について、ない

し  
日程第七　議案第一二六号　工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第三、議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について、ないし日程第七、議案第二百二十六号工事請負契約の締結についての五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第二百二十二号は、昭和五十一年度の一般会計、各特別会計並びに桜財産区の決算であります。

昭和五十年春以降緩やかな回復過程をたどってきた景気は、五十一年度途中において民間設備投資の伸び悩み、耐久消費財需要を中心とする個人消費の低迷など中だるみ状態に陥り、数次にわたる財政経済政策にも目立った反応を示すまでに至らず、いわゆるジグザグ型で不安定な回復過程を歩み、その間、雇用不安、企業倒産など厳しい局面が

続いたのであります。

このような状況下における昭和五十一年度財政運営に当たっては、国の財政経済の運営方針並びに市内産業界の動向等市財政を取り巻く厳しい情勢を配慮しながら、市民生活に直接関連する施設の整備、福祉の充実向上など基本構想に基づく計画事業の推進に重点を志向してまいりましたが、とりわけ九月九日に発生した市北部地域を中心とした浸水被害対策として、急遽緊急排水対策費を計上して応急施設を増強いたしました。一方、財政対策としては特別交付税の獲得、財政対策債の発行等財源の確保に特段の配慮を加えるとともに諸経費の効率的使用に努めたのであります。この間、本市議会を初め関係各位のご理解とご協力により別冊「昭和五十一年度主要施策実績報告書」でご報告いたしましたとおり、主要施策はおおむね予定の実績をおさめることができましたことに対し、深く謝意を表する次第であります。

今日、わが国経済は、依然転換期の変動の中にあつて財政は国、地方を通じ深刻な財源難に陥っており、膨大かつ多種多様化する行政のニーズに対処することは真に厳しいものがありますが、本市行財政調査会の答申にも沿い長期的な視野のもと、積極的に自主的財源の増補に努めつつ、「なすべき」施策、サービスの効率的な推進を図ってまいりたいと存じます。

決算の概要につきましては、まず、一般会計における決算は、歳入三百二十二億五千三百八十八万五千二百一十一円、歳出三百十四億八千五百四十二万六千九百三十八円で、前年度に比し、歳入で一四・四％、歳出では一四・三％とそれぞれ増加いたしました。決算規模は経済情勢の不況により景気の回復が期待に反して遅く、伸び率は低いものとなりました。

収支面で形式収支額は、七億六千七百七十五万三千五百八十三円となりましたが、事業の繰り越しなどのために翌

年度へ繰り越すべき財源二億一千三百八十一万九千五百八十九円を控除した額五億五千三百九十三万三千九百九十四円が実質剰余金で、単年度収支額は、一億三千三百六十万九千八百四十五円の黒字であります。

まず、歳入につきましては、決算額は、予算額三百二十一億九千八百四十四万九千九百円に比し五千五百三十一万一千五百二十一円の収入増となり、執行率は一〇〇・二％となりませんが、調定額に対しては九九・二％の収入率であります。

構成比は、市税百四十八億九千三百九十五万五千六百九十九円で、歳入決算額の四六・二％を占め、続いて国庫支出金の五十七億八千七百三十六万二千三百一円で一七・九％、市債三十八億四千二百万円で一一・九％、諸収入三十六億二千七百九十五万五千円で一一・三％などとなっております。

収入未済額につきましては、本年度やむを得ず不納欠損処分付した額六百二十一万九千三百五十九円を除いて、市税その他を合計して二億四千二百三十三万五千八百二十七円を生じておりますが、これが徴収確保には鋭意努力をいたしております。

次に歳出につきましては、支出済額は、翌年度事業繰越額二億七千八百五十一万九千五百八十九円を含めると三百十七億六千三百九十四万六千五百二十七円となり、予算額三百二十一億九千八百四十四万九千九百円に比し、四億三千四百二十万二千四百七十三円の不用額を生じました。支出済額の予算額に対する執行率は、九七・八％であります。翌年度事業繰越額を含めると九八・七％の執行率になります。

構成比につきましては、土木費七十四億七千八百二十七万七千七百二十五円で二三・八％、民生費六十五億二千八百五十一万五千六百四十八円で二〇・七％、教育費五十九億八千四百二十四万四千四百九十一円で一九％、総務費三十三億五千五百八十八万八千六百六十六円で一〇・七％、衛生費三十一億四千三百九十九万七千八百一十一円で一〇％、公債費十三億五千五百七十九万三千九百八十七円で四・三％などとなっております。

翌年度事業繰り越しにつきましては、繰越明許によるものが富洲原小学校改築事業費ほか二件で一億七千八百四万八千九百円、事故繰り越しによるものが西新地西町一号線道路整備事業費ほか七件で一億四十七万六千八百八十九円で合わせて二億七千八百五十一万九千五百八十九円となっております。

なお、歳入における市税その他の収入状況並びに歳出における経費の支出状況につきましては、付属書類として添付いたしました主要施策実績報告書により、その内容をご了承いただきたいと思います。

次に、各特別会計及び桜財産区の決算についてであります。公共用地取得事業会計を除きいずれも歳入歳出差し引き決算剰余金を生じました。すなわち競輪事業会計は六億五千五百九十五万四千七百三十三円、国民健康保険会計は一億一千六百六十六万三千六百四十二円、と畜場食肉市場会計は五十四万七千四百八十三円、市営魚市場会計は三十八万二千六百三十円、公共下水道会計は一千三百六十三万六千九百九十円、土地区画整理事業会計は一千六百三十一万一千七百二十八円、交通災害共済事業会計は六千五百七十七万九千九百九十七円、市営駐車場会計は二百七十八万六千四百六十一円、福祉資金貸付事業会計は六千五百七十六円、住宅新築資金等貸付事業会計は二百六十六万八千二百二十八円、桜財産区では十萬四千三百十六円の剰余金であります。

なお、公共用地取得事業会計につきましては、歳入歳出差し引きゼロであります。

以上のとおり、昭和五十一年度における決算は、一般会計、各特別会計及び桜財産区を合計いたしましたして、歳入は、四百六十六億一千三百七十七万三千二百四十七円、歳出は、四百四十九億七千六百三十八万四千二百八十円となり、歳入歳出差引額は、十六億三千七百三十八万八千九百六十七円で、事業繰越による翌年度繰越財源額二億一千三百八十一万九千五百八十九円を控除した実質収支額は、十四億二千三百五十六万九千三百七十八円の剰余金となりました。前年度に比し二千二百九万五千七百四十九円の減となりました。

なお、昭和五十一年度用品購入基金、国民年金印紙購入基金及び土地開発基金の運用状況につきましては、別冊調書のとおりでございます。

どうかよろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第二百二十三号から議案第二百二十六号までは、いずれも下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、雨水三号幹線函渠布設工事については、金額一億三千九百万円をもって、桑名市山ノ手通り東洋建設株式会社桑名事務所、雨池ポンプ場口径一千六百五十ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額五億三千万円をもって、名古屋市中区栄一丁目株式会社在原製作所名古屋営業所に、塩浜第三ポンプ場口径一千八百ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額一億九千八百二十万円で、名古屋市中区錦二丁目株式会社電業社機械製作所名古屋営業所に、羽津ポンプ場口径一千八百ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額一億八千八百万円をもって、名古屋市中区錦二丁目株式会社西島製作所名古屋営業所に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 一つは、五十一年度決算の結果から五十一年度財政運営のあり方についての問題を提起し、市長のご所感を伺いたいと思います。

五十一年度の一般会計、特別会計等の決算の実質収支額は、五十年都比若干の減となっておりますけれども、十四億二千三百五十六万九千九百円でございますが、うち一般が五億五千三百九十万、競輪が六億五千五百万、国保が一億一千六百万等となっておりますが、そして、一般会計の単年度実質収支額においても一億三千三百万となっております。また、財政調整基金からの一億円の繰り入れ予定をやめ、二億一千万円の積み立てをして、五十一年度末残高を八億四千七百万になっております。このほかに二億一千三百万の繰越財源充当額があるわけですが、さらに、五十一年度の一般会計当初予算に対して最終補正予算額は、最終補正後との対比した補正額は五十億一千七百万になっております。決算額の歳入との対比におきましては五十三億九千万、つまり二割の増になっております。

この経緯を見ますと、予算成立後の、三カ月後の六月定例会では十五億増収があるということに言われておりました。九月に十八億、十二月に二十四億、三月に七億の補正をしておみえになります。歳入のうちの市税の中で、固定資産税が九月に四億三千三百万も歳入補正をしておみえになります。それから、基準財政収入額の関係における財政指数なるものを見てみますと、五十年から五十一年度に若干落ち込んでいます。しかし、五十二年には回復しております。超過財源額はこれまた五十年より落ちておりますけれども、しかし、五十年全国六百四十三市のうちの不交付団体四十七のうちの十番目、五十一年度六百三十四市のうちの三十二市が不交付団体でその十五番目、五十二年度は六百三十五市のうちの四十二市が不交付団体で十一番目と。それからまた、普通会計の決算の諸指標から見ますと、全国六百四十四市中赤字団体七十九市です。実質収支の額、あるいは対前年度比伸び率は改善をされております。歳出経費のうちの義務的経費の割合は、公債費、扶助費の若干の悪化傾向はありますけれども、人件費は改善されております。經常収支比率も改善されております。七五〇程度におさまれば妥当だと言われております。そして、四日市の場合五十二年七四・二％でありますし、そんなに心配したことはないと思います。歳入の弾力性も改



善されており。公債費比率は確かに四十八年度を契機にして高くなっておりすけれども、そして、五十一年度は五十年度より一・三%高くなっておりすけれども、この公債比率は一〇%程度は財政構造の健全性ということから言っても問題はないと言われております。まして、国家財政はもとより地方財政についても国自身が借金依存財政となっておるわけでございます。こういうふうに見てまいりますと、四日市の財政が本当に厳しいのかどうか。そして、当初予算に対して最終補正、あるいは決算において五十億もの追加補正をするというふうな予算財政運営のあり方、この間に市民の切実な諸要求がどんどん抑えられてきておったわけです。当初予算が年間の骨格予算であり、ここに全体が含まれなきゃならぬと思うんですけども、こういう点の財政運営、四日市の財政の認識と財政運営のあり方の問題については多くの問題があると思います。全般的に厳しいという中において四日市のその特殊な実態をもよく踏まえた運営がなされなきゃならないと思いますが、この点について五十一年度決算が終わってみて市長の所感を伺っておきたいと思えます。

それから、市税における特別土地保有税の問題ですが、五十一年度一億九千万の収入済額があるわけですが、この特別土地保有税を払っている企業の名前、そして、そこに山林とか、いろんな地目がございましょうが、農地はどのようになっているか。一体その保有税を払っている大企業等が持っている保有地のうち農地はどれくらいあるのか。そして、もし、これに税金をかけるとすれば、保有税をかけるとすれば幾らくらいの収入になるか。ずいぶんこの不合理があるわけでございます。たとえばYKK等におきましては、すでに農地が売買されておりますが、たんぼである、農地であるということにおいて名義が変わってない。そのために特別土地保有税が払われぬ。こういうまことに不合理なことがあるわけですが、この点についてどんな措置をとってきたのか明らかにしていただきたいと思えます。

それから、四日市港管理組合負担金と関連して、四日市港埋立地いわゆる都市再開発地の払い下げ価格でございますが、この点につきましては五十一年の六月議会におきましても私は問題を提起いたしました。国庫補助等をつけて、その都市開発用地等に行くためにつけた道路、こうした費用は全部引いてやって売ってやると。しかも、原価主義だ。若干漁業権の問題については加味しているけれども、これが非常に不当だと。神戸のごときは市でやって、そして、しかもこれを原価主義にとられることなく利益を加算して、そして、それを市民に還元しておる実例があるわけです。少なくとも五十一年六月議会でお尋ねしたときには、市長は当時助役でございましたけれども、漁業権は当初百三十五円で売却地にかぶせていたが、このままでは低いということで五十一年度から二百七十円にしたとかいってお話ございました。しかし、これでもまだ少ないので現在管理組合の当局に検討を命じている段階であるということがございましたが、これについてどのように改善され、五十二年にまた売却がなされているはずでございますが、こうしたものにどう生かされているのか明らかにしていただきたいと思えます。

それから、商工行政における大スーパー進出に対する小売店対策等などの行政の対応について、この行政実績報告等を見ましても全く明らかでございません。日永カヨーが進出し、そして、多くの小売店が大きな影響を受けております。そしてまた、いま大きなジャスコとか、スーパーサンジとか、そういう進出問題と絡んで大変な問題になろうとしております。一体四日市にはそういう商調法以外の指導要綱はございませんが、どのようにこの五十一年度対応されたのか。特に日永カヨーの関係の影響等について対処なされたのかを明らかにしていただきたいと思えます。

五番目は、五十一年度監査結果その三について、関係企業に求償するということもあり得るということでございましたが、この監査結果の三におきましては、ずいぶん問題があるということも明らかにしておりますけれども、その点の対応をどうしたのかが明らかでございません。これは四十九、五十、そして五十一年度に継続した問題でございます。

ますから明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、総合計画の進捗状況の明細資料を後日提出していただきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 五十一年度の決算結果を見て四日市の財政運営をどういうふうに市長として判断をしておるかというご質問であるかと思ひます。

それから、二番目以降の具体的な問題につきましては、助役、あるいはそれぞれ担当部長からお答えをさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、決算の結果を見まして確かに四日市市の場合、一般会計、あるいは特別会計等を総合して考えますと、せっかく詰まった財政状況であるかどうかということについての判断は、それぞれ見る方々の個人的な主観によって違ってくるというふうに思ひますけれども、まずまず健全な運営をされておったというふうに私は理解をいたしております。当初予算に比較をいたしまして追加が五十億もあるではないかというお話でございますが、国の補助あるいは上乗せ等が決まってまいります。特に五十一年度におきましては年度末において景気浮揚策としての財政対策がなされてまいりました。市の方もこれに対応して事業を設定していったという状況でございます。一般的に申せば大体国の予算が決定してまいりますのが夏時分でございますので、確定をした段階で新たに追加補正を組んでいくということは、都市という地方自治体の財政運営上、私はやむを得ない事項ではないかというふうに考えておる次第でございます。ただ、ここで特に私が申し上げたいことは、六百四十四市あるうち、赤字団体は七十九しかないし、財政力指数から言っても黒字団体のうちのまあ大体上位に属するというご指摘があったわけでございますけれども、実際は予算に出

てこない開発公社等で保有をしておる土地を買って事業を進めていっておるといふような問題もございすし、さらに今日、病院建設、あるいは流通市場の建設等を進めつつございすけれども、これらの費用がそれぞれの会計だけで全部完済をできるというふうには考えておりません。したがって、その分だけ一般会計の方に支出の面がかぶってきておるわけでございますから、やはり弾力性ということになりますと、かなり硬直化していくし、現に日本経済新聞で何月時分でございますかちよと忘れて記憶にございせんけれども、地方自治体の負債をする能力、全国的に六百四十四市あるうち、負債についての弾力性のある都市を二十都市ぐらい選定をしておりますが、四日市はその中に入っておりませんでした。三重県ではたしか鈴鹿市が入っていたように記憶をいたしております。こういうふうには財政的に弾力性がなくなってきたということは、税収入の伸びが少なくなってきたということに原因があるんではなからるかというふうに思つておる次第でございます。したがしまして、財政運営についてはやはり黒字を守っていくと、健全財政を守っていくことになれば、かなり慎重な運営をしてまいらねばならないかというふうに考えておる次第でございます。五十一年度の当市の財政運営というものにつきましては、私は大体黒字額がどの程度かということについて一般的な基準というものはないわけでございすけれども、おおむね歳入規模の五割ぐらゐを中心にして上下をする。あるいは標準財政規模の三ないし五割ぐらゐ、三割ぐらゐが適當ではないのではなからるかというふうに考えております。今後五十一年度の財政運営ということは、私はかなりうまくされておったというふうには思ひますけれども、これからの経済情勢を考えてみますと、弾力性ということになるとかなり厳しいものがあるんではなからるかというふうに考えておる次第でございます。

ほかの点については、それぞれ担当部長からご返事を申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 管理組合における土地の売却でございますが、これにつきましては国土利用計画法、あるいは地方自治法等の基本理念のとりまじりまして、さらに、この港の港湾及び港湾周辺地域の合理的な土地利用と、こういうことを図るために管理組合が造成いたしました土地の売却に当たりましたは、港湾計画上の土地利用目的並びに土地造成工事の進捗状況、あるいは港湾機能の有機的な活用等々によって勘案いたしましたして策定いたしました土地売却契約に基づいて行う方針であり、現在も行っておるのでございます。したがって、いまご質問のございました単価でございますが、五十一年度の単価は、ちょっと私いまいまここに持っておらないんですが、すでに本件につきましては、管理組合で種々ご説明を申し上げましてご了承を得て、その上で売却はいたしておるのでございます。したがって、価格の算定につきましては、埋立地の造成に要した経費、あるいはこれに付帯をいたしました経費、あるいはその土地の立地条件、形状等々及び近隣地、及びほかの方でやられておりますところの売買の実例、それともう一つは不動産鑑定士、これは二人以上の鑑定評価を求めまして、これとさらに四日市港管理組合の公有財産の評価会議といたのですが、これは事務的なものでございますけれども、ここで十分会議を開きまして評価を決定し、議案として管理組合に提案をいたしましたので、そこでご審議をいたしましてご了承を賜った上で売却をしておりますのでございます。五十一年度の売買単価、ちょっと私いま資料を持ち合わせございませんので、ご回答申し上げますが、五十二年でございまして、五十二年でございまして、平米当たり二万三千円、したがって、七万五千円ぐらいでございますが、坪単価、そのぐらいで売却をいたしております。したがって、管理組合としては欠損にならないような形でやっておりますのでご了承、ご理解賜りたいと思います。

次に、ご質問がございました求償権の問題でございますが、四十九、五十、五十一と継続しておるといいますが発言がございましたんですが、これにつきましては監査結果も私も精読もさせていただきますが、この求償権問題は前々からご答弁申し上げてますように非常にむずかしい問題であると、本件については、専門家の意見を聞きましても果たして求償ができるかどうかということについては疑問だということでございますが、本件はまだ公判が継続中でございますので判決も出ておりません。したがって、私ども非常にむずかしい問題でございまして、当時のいろいろな経過等も踏まえまして、判決が確定した暁においては専門家の意見を十分聞きまして、どう対応していくかということについての結論づけをしていきたいと思っておりますが、中間的に私が聞いた範囲内におきましては、本件に対する求償権の行使ということ是非常に法的にはむずかしいと、このように承っておりますので、一応回答にはならないかと思っておりますがご答にさせていただきます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） 特別土地保有税関係につきましてお答えをさせていただきます。

五十一年度におきます特別土地保有税の対象企業は百五社になるわけでございますが、企業の名前ということでございますが、全部をたゞいま申し上げる資料を持っておりませんが、先ほど指摘のございましたYKK吉田工業、それから、これは新聞等でも県の関係で発表が大分以前にあったわけでございますが、名古屋鉄道を含まして百五社でございます。その中で農地はどのようなかということでございますが、農地につきましてはこの開発行為に対します許可ができませんことには農地転用ができない。したがって、所有権の移転ができないということで、先ほど指摘のありましたYKKにつきましてはいまだ農地として前所有者の所有ということになっておるわけでございます。したがって、これに対しましては残念ながら特別土地保有税が課税できない、こういうことになっておる

わけでございます。この点につきましては昨年私担当をさせていただきまして、何とかならないのかということで県にも話をし、県を通じて自治省にも何とか課税をしたいということで働きかけたわけですが、自治省といったしましてもその気持ちはよくわかるが、しかし、現在の税制から、あるいは農地法から言ってこれに課税することは不可能である、こういう回答を得たわけでございます。で、ただいま先ほどご質問がありましたように仮に課税できたとするとどの程度かということでございますが、私どもがつかんでおります吉田工業の農地約四万八千坪でございます。これでもまいりますと保有税の見込み額といたしましては約二百七十万程度でございます。そのほか私ども現在つかんでおりますのもう一社でございます。これは約三万八千坪程度の農地を持っております。これも試算をいたしますと、約二百六十万程度の税になるわけでございますが、いずれも先ほども申し上げましたように現在の税制、それから農地法等からまいりますと特別土地保有税は課税できないと、こういうことになっておるわけでございます。この問題につきましての措置は、先ほど申し上げましたようなことでございますが、このまま全然土地保有税がいただけないということではございませんので、いずれ近いうちに吉田工業につきましても、開発行為の申請が出まして、これが許可になりますと、つまり農地転用ができる時分がまいりますと、所有権が移転できましたら直ちに特別土地保有税が課税できるところということでございますので、先ほど申し上げました保有税の見込み額が全然市の税収として入らないということではございません。先にまいりましたら課税できると、こういうことをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 四番目の大型スーパー対策についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のように大型店舗の進出に伴います地元中小あるいは小売業者に及ぼす影響というのはきわめて大きいということで、すでにご存じのように国において大規模小売店舗における小売店の商調活動ということで、これにつきましては地元商業活動調整協議会という場において、大規模の小売店と中小企業との調整が図られることはご承知のとおりです。ただ、これについては店舗面積が一千五百平米となっておりますが、いまご指摘の場合は一千五百平米未満の問題かと思いますが、この問題についても全国的に幾つかの問題が起きてまいっております。したがって、通産省といたしましても本年九月一日にその周辺小売業者との紛争解決のために、要するに基準面積未満の大型店舗に対する行政指導要綱というのを制定いたしましたことが調整に乗り出しておるわけでございます。したがって、今後は県市ともこの要綱に基づいて対応してまいりたいと思えます。また、本市におきましても先進都市、その他について条例、指導要綱など幾つかの措置がされている面もありますので、よく調査をいたしまして今後中小企業の小売店に環境、交通問題等々がございます。こういう問題等については市といたしましても今後関係各方面の意見を調整しながらいろいろの具体対策を検討してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 財政運営のあり方の問題につきましては、ひとつ十分この機会に委員会等でもご審査をいただきたいと思えます。相応な財政力を持っているということでございます。積極的な財政運営を望むわけでございます。

それから、漁業権の問題についてはお答えがございませんでしたので、この点もまた委員会審査の中で明らかにしたいだけがあればありがたいと思えます。

それから、いわゆる監査その三の内容の問題ですが、法的に非常にむずかしいということでございますけれども、明らかに損害を与えていることは間違いないと思います。毅然たる措置をあらゆる方策をとってやっていただきますように要望しておきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 他にございませんか。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 先ほど小井議員の指摘いたしました財政の運営につきましては、私も非常に疑問を持っております。たとえば十四億の実質収支額が出ております。会計年度独立の原則とか、あるいは財政の効率的な運営から見ても、これだけの実質収支額が出ていいのかどうかと疑問を持っております。それほどに四日市は財政が豊かであるかわかりません。財政力指数を見ましても一〇・二三％でございますし、超過額も確かに十五億になっております。その面から見ますと非常に裕福でございますけれども、経常収支比率を見ますと、昭和四十一年ごろには五八％ぐらゐでありましたが、現在では七一、七五までを示しております。やはり財政の硬直化の姿が見えておるわけでございますけれども、四日市の財政が豊かでありながらもなぜ財政が硬直していたか、先ほど市長も説明いたしておりましたけれども、私はまだ十分心に入っておりませんのでそういうことを申し上げるわけでございますけれども、私にここに立ちましたのは、一つは不用額が一般会計、あるいは特別会計合わせまして確かに八億何ぼでございます。その中に確かに不用という意味もございすけれども、たとえば小中学校の校舎建築の中で、工事建設の中で八千八百五十五万という数字が出ておるはずでございます。この数字はもちろん指摘いたしますことは、予算の見積りも甘さでございますけれども、しかし、もう一面はやはり入札制度にも問題があるんじゃないかということを私は思うんで

ございます。一つの例を申し上げますと、五十一年度の会計の中で五十一年十一月の入札の中に非常に小さい入札額でございますけれども、百九十五万の工事の入札がございまして、業者が誤って九十五万円を入札いたしましたけれども、もちろんこれは落札いたしております。それから、今年度でございますけれども、五十一年度決算には関係ございませんけれども、三千万の下水道工事が競合の結果一千八百九十万で落札したということを聞いております。もちろん四日市の入札制度は最低の価格に落ちるのでございますけれども、私はもう一度この最低入札という点について考え直していく必要があるのではなからうかと思うんです。それがためにここに立ったわけでございますが、それは設計金額というものは、予算を立てて、それから設計金額を一応計算されるわけでございますから、この設計金額というのは市としてはこれだけの金額でなければ自分たちの考えている工事の、りっぱな工事といえますか、堅実な工事ができないという計算をしておるのでございますから、その設計金額が出ておれば設計金額の何％以下は、これはたえ金額が安くても落札させないということにならないと、いわゆる安心した工事ができないんじゃないかという気がいたします。その点について不用額の問題に関連して申し上げて恐縮でございますが、それを一つお尋ねいたしたいのと、それから、なおかつこの設計金額に関連いたしました私の会派の後藤議員が現在卸売市場の議員でございますが、過日卸売市場の工事の説明のあったときに、桑名の議員がその設計金額は幾らであるかということをお尋ねしたんでございますが、そうしたら理事者はそれは言えませんということを答えたそうでございますが、桑名市ではその設計金額を質問されれば話をする。それをどうして四日市は言わないんだろう。しかも、入札前の設計金額であれば昨年問題を起こしたような結果になりますので、これは言えないに決まっておりますけれども、済んでから設計金額が幾らかということはないという理由がわかりませんので、この機会に後藤議員もただしておいてほしいということでございますので、それをつけ加えてお尋ねをいたしたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまの不用額に関連をいたしまして、入札制度を、特に最低入札の問題についてご指摘がございました。数字的にはちょっと明快に資料もございませんので覚えておりませんが、確かに百九十何万で落札いたしましたのは九十何万という金額のものがございました。これにつきましては当時十分内容を精査いたしました、工事に支障があるかどうかというようなことを検討を加えて落札決定をいたしております。もちろん入札制度でございますだけに誤ったということが法的に通るかどうかということも議論をされた後に落札決定をいたすということでございます。

それから、将来の問題として設計金額の何%以下は落札させないというような形、前回の議会でもたしかお答えをしたと思うんですが、最低、いわゆる制限価格といえますか、制度を設けておるといふ事例でございますが、建設省あたりでは現状は設けておりません。それから、名古屋市もまだ明快に出しておらないということもございませぬ。確かに三重県は一応設けております。おりませんが、それにつきましてもいろいろ議論もあるようでございますので、このことは十分検討をいたしてみるところを前回にお答えをいたしておるわけでございます。これらについては今後とも十分研究をいたしまして遺漏のないようにしてまいりたいと思っております。ただ、金額が大変安かったということで工事の執行を阻害するということがありますれば、落札決定をするわけにはいかないというところもあると思っておりますので、それらについては事情を十分徴して現在に対処いたしておるといふのが実態でございます。

それから、設計金額をどうして言わないんだという議論でございますが、設計金額につきましては当然設計金額と入札価格が明快になりますと、請負比率というものが当然明白になってくるということだと思います。入札制度についてはずっと引き続き行われていく筋のものでございますだけに、はっきりと建設省の基準なり、あるいはそれぞれ単価を採用しておるといふことを、単価そのものも現在発表いたしておらないというような事情もございしますので、そこらはおくみ取りを賜りたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 この問題は、ただ入札制度だけの問題でなくて、いろいろの問題にも関連いたしておりますし、特に入札する段階で指名の問題とか、いろいろの問題をはらんでおりますので、ここでいろいろ議論いたしておりますもなかなか尽きませんので、関係の中でひとつご審査いただいて、そして、よりよい工事のできるように、そしてまた八千八百五十五万円ですか、そんな大きな金額の残らないように、残ったならばなぜそれを運用しないかという議論もございすけれども、そういうことを一々取り上げておつても際限ございませんので、不用額の問題につきましても各委員会の中で十分ご審査いただいて、そういうことのないようにひとつお願いをいたしたい、ご審査をいただきたいということをお願い申し上げて終わります。

○議長（大谷喜正君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 あさってから各委員会で細部にわたって審査をされるわけですが、各項目にわたりますというところ、とかく大綱が横にそれるおそれもありますし、それから、昨年の委員長報告を聞いておりましたもそのような心配があったので、これから私たちが逐条審議するに当たりましてやはり一言このことは確かめておき、また、審査は常にそ

ういう方向で進めていきたいと思えますので一言申し上げたいわけですが。

それは、さっき小井議員の質問に対する市長の答弁ですけれども、これがですね、五十一年度の決算だけを見て言うならば、あるいはああいう答弁も出たかも知れませんが、それからまた、財務当局の答弁としては至当な答弁ではなからうかと思うんですが、行財政すべて、市民の生活すべてに対して責任を持つ市長という立場でのご答弁とするならばいささか私は物足りないもので、さらに私の考え方も申し上げ、もしそれに対する市長の答えが出るならばお伺いしたいと思うんです。

この市長の答弁がですね、ことだけのものならいいんですけども、私が昭和三十四年に議会に立ってからずっと今日まで大体このような傾向の決算がなされております。したがって、私もかつてこのことについて言ったことがあるんですが、国の方から見れば四日市はなるほど優等生的な自治体かもしれないと、しかし、そのことが果たして税金を出しておる市民の側から見れば満足されるものであるかどうかという、こういう観点から考えてもらいたいということなんです。毎年何億円かの黒字を出しておると。毎年それほど出すものなら、見方いろいろあるんですが、仕事をしなかったとか、あるいは税金の取り過ぎだとか、どちらか言えると思うんです。この金額をですね、仮にうまく効率的に使うならばいまま要求されている市民のいろんな問題、たとえば小学校軽く一つ建てられるわけです。赤字を出せとは私は申し上げませんが、市民の諸要求がたくさん詰まっておる今日におきまして、財政の硬直化ということは一般的には言えますけれども、あるいは四日市には当てはまるかもしれないけど、毎年このような決算をやっておる四日市において、なぜそれから脱皮しようという一歩努力できなかったのか、あるいは今後そういうことをやる意思があるのかどうか、このことを確かめておきたいと思うんです。

それから、もう一点はこの決算のあり方の問題ですけれども、これは代表者会議でも議長に申し上げておきました

けれども、なるほど当局の努力によりまして、かつて、古い話になりますけれども、十二月の定例会議と一緒に提出されておった決算書が今日まで早まったと、これは努力として買うことができるわけですが、もう一つ努力できないかと。九月の議会にこれが提出されて、私たちが本会議において同時にこれを審議することが、次年度の予算を編成するに当たりまして非常に大きな方向づけになるのではなからうかと、このように考えますので、当局のさらに一層の、もう一歩の努力をお願いしたいわけですが、この答弁もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大体市の予算というものは、市の自主財源だけで構成をされておりませんので、どうしても国の補助金等の確定を待たなければならぬ面がたくさんあると。同時に人件費の決定をその年度の人件費の決定がいたしますのは、どうしても十二月になってしまうというようなことを考えますと、やはり九月、十二月にかなり大幅な補正をやらぬことには私は財政運営の完璧を期することはむずかしいというふうに考えております。もちろんある程度の見込みで人件費等については見込むことはできないわけではございませんけれども、それにしてもなおかつ十二月にどうしても追加をしなければならぬというのが今日の社会情勢ではないだろうかというふうに思っております。それから、さらに昨年度におきましては十一月に景気浮揚策が決められ、そしてさらに、二月に補正追加が組まれたと。今年度をとってみますと、やはり追加補正が十二月に組まれたというようなことを考え、さらに、今後の経済情勢の推移を考えますと、三月にもう一遍追加をいたさねばならないというふうに私は思うのでございます。もちろん当初にどれだけの事業を盛り込めるかということについて、できるだけの配慮をいたしてまいりたいというふうに思っておりますが、すでに当初予算を編成した当時に、今年度の当市の税収入の見込み額というものは、お

よその額について議会の皆様方の前で明らかにいたしておるつもりでございます。今年度についても六月議会、あるいは九月議会等ですでに申し上げてきたとおりでございます。その見込みが今日の段階でも余り大きく狂っていないというようなことを考えますと、私はやはり事業についての追加補正というものは、国の予算との連動する部分はかなり出てくるし、それはそれでやむを得ないというふうに考えております。したがって、できるだけ単費で見込まれる事業については、当初に見込む予定をいたしておりますけれども、国の補助、県の補助を多く取るということもひとつ市民の皆様方のためにきわめて有効な手段ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。来年度当初に向かってどういう事業を取り上げてまいるかということについては、もちろん基本計画というものがございまして、この線に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。同時にこれからさらに五十四年度以降の五年計画というものを想定しながら予算を組んでいかざるを得ないと思っておりますので、また、その節にはいろいろとご議論を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 決算議会を九月に開催できるように何とかならないかということでございますが、自治法等の規定に従いまして、収入役が市長に決算を調整して提出するのが、出納閉鎖から三カ月以内ということは、六、七、八月いっぱいまでに提出することになってまいります。市長はそれを今度監査委員の方へ監査を受けるように準備をして監査を受けて、その上で説明書等つくりながら付属書類を添付しながら議会ということになるわけでございますが、事務的に申し上げまして非常に恐縮なんですが、この間主管課が財務課になるわけでございます。財務課は九月の補正というのがその中の一つ入ってまいりまして、そこに一つのプランクができてくるという

ようなことで、私どもといたしましてはできる限りご期待に沿えるようにさらに努力はしてまいりますけれども、現在の事務的な限界と申しますか、これをできるだけ縮めていくようにいたしたいと思っておりますが、十一月というふうになってくるのでございまして、いまご発言、ご要望のございましたようにもう少し早くということでございますけれども、そのようには努力はしておりますが、非常に事務的ないろいろな諸要素等も含めますと十一月ということになりますので、どうかひとつご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私、市長や助役と実務論議をやるつもりはないんですよ。もっと中身の問題だと思うんですが、大分見解の相違があるので、これ以上質問もどうもできそうもないんですが、やっぱり各常任委員会の中で、そういう審査過程を大綱をとらえておくはやっていきたいと思っておりますし、やっぱりみんなやってもらいたいと思っております。ただ、さっきからも言ってるんですよね。五十一年度の決算がこうであったというのなら私はそれで聞きます。しかし、毎年こういうことを繰り返しているんですからね。考え方をやっぱり一步脱皮してもらいたいということを要望しているんです。実務的にやるならば何にも市長が公選されなくて大丈夫ですよ。優秀な行政職というのはたくさんいるわけですから、あるいは財務職もおります。そこからやはりもう一步出て、そして、市民の要望にどうこたえられるかということ、これはやはり精神上の問題でもあるし、腹も決めてもらわなきゃならぬ問題だと思っております。あえてこれ以上申し上げませんが、ひとつ一段の努力を要請しておきます。

○議長（大谷喜正君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十一月二十二日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十九分散会

昭和五十二年十一月二十二日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十二年十一月二十二日(火) 午後二時開議

- |             |   |                    |
|-------------|---|--------------------|
| 第一 議案第一二二二号 | 昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに<br>各特別会計等の決算認定について……………    | 委員長報告：質<br>疑、討論、議決 |
| 第二 議案第一二三号  | 工事請負契約の締結について……………                              | ”                  |
| 第三 議案第一二四号  | 工事請負契約の締結について……………                              | ”                  |
| 第四 議案第一二五号  | 工事請負契約の締結について……………                              | ”                  |
| 第五 議案第一二六号  | 工事請負契約の締結について……………                              | ”                  |
| 第六 議案第一二七号  | 同和对策事業特別措置法の期限延長を含む抜<br>本的改正に関する意見書の提出について…………… | ”                  |

議案説明：質疑、  
討論、議決

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十名)

伊 小 天	藤 井 春	信 道 文	一 夫 雄
-------	-------	-------	-------



○欠席議員（四名）

山本 勝  
青山 峯  
後藤 寛  
高橋 力  
堀兵衛 三

○議事説明のため出席した者

助 役	助 役	助 役	市長公室長	総務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	産業部長	環境部長
三輪 喜代司	坂倉 哲三	平井 清三	阿南 輝彦	齋藤 久美	伊藤 治郎	矢野 三郎	杉本 芳郎	谷沢 文男	川合 一郎

都市計画部長	建設部長	下水道部長	副収入役
杉本 義広	石井 三夫	奥村 仁夫	荒木 三郎

教育長	次長	消防長	次長
山鹿 静夫	六田 猶裕	岡本 林衛	松村 佳美

代表監査委員 森 幸雄

事務局長	議事課長	議事係長	主事
佐々木 晃精	小坂 靖	板崎 大丞	山口 克彦

○出席事務局職員

午後二時一分開議

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第二号により取り進めますので、よろしく願います。

なお、市長及び教育委員長は欠席いたしますのでご了承願います。

日程第一 議案第一二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） ただいま議題となっております議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について、総務委員会に付託されました関係部分につきまして審査の経過と結果を

ご報告申し上げます。

まず、一般会計についてであります。歳入については現下の経済情勢が不況の長期化というまことに深刻な厳しい状況にあって、本市の財政事情も一段と悪化する傾向があることから、市長初め担当助役並びに収入役の出席を求め五十一年度の財政運営の基本姿勢についてたどしたのであります。

市長からは、五十一年度五億五千万円余の実質剰余金が生じているが、不測の緊急時に対処するための財源が必要なこと、公債費が増大していること等により慎重な財政運営をせざるを得ないとの説明でありましたが、当委員会は今日の低経済成長下における財政運営には、行政需要的確な選択及び適時適切な思い切った施策の導入の必要性を強く指摘するとともに、市民に対しては本市の財政の実態を詳細に明示し、理解と協力が求められるよう周知徹底に一段の努力を払うよう指摘いたしました。また、新しい財源の捕捉に意欲的な検討をすべきことをあわせて指摘いたしました。

次に、歳出の関係部分についてであります。衛生費について予防費の中で予防接種の委託料において毎年多額の不用額が生じていることから、実態調査を十分行い的確な予算計上をすべきことを指摘いたしました。また、尿尿汲み取り手数料の徴収方法が五十一年度より口座振替制度に改められたのであります。なお一七％の未加入者があることから一層の加入促進に努め制度の運用に万全を期するよう指摘いたしましたほかは別段異議はありませんでした。次に、特別会計等についてであります。交通災害共済事業特別会計について現下の社会情勢を勘案し、それに対応する給付内容の充実を図るべきことを指摘いたしましたほか、公共用地取得事業特別会計及び桜財産区については別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会は、議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計

等の決算認定についての関係部分につきましては認定すべきものと決した次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。  
訓覇也男君。

〔教育民生委員長（訓覇也男君）登壇〕

○教育民生委員長（訓覇也男君） たいま議題となっております議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について、教育民生委員会に付託されました関係部分につきまして、当委員会の審査の経過の概要と結果をご報告申し上げます。

当委員会の審査の方針としては、監査委員の決算審査意見書を尊重し、多額の不用額について及び行政効果についてを重点といたしました。不用額については経費節減の努力によるものか、見積もりの過大であるものか、あるいは一部執行しなかったものであるのか、さらに効率的な財政運用を図る余地がなかったものであるか等考えられるのであります。

まず、一般会計についてであります。歳出第三款民生費につきましては、工事請負費において老人福祉施設費について資料の提出を求め審査いたしました。養護老人ホーム改築工事費として三億三千五百万円の予算で二千三百四十一万四千円の不用額が見られるのであります。執行額は二億七千八百三十二万六千円で、その内訳は本体工事費、給排水、冷暖房、厨房設備工事費、電気設備工事費、解体工事費であります。さらに十二月補正予算減額の二千万円、事故繰越額一千二百三十万円で予算流用額が九十六万円となっているのであります。そこで、設計見積額が過大であったのかとただしたところ、それほど過大であったものではなく、多くは事故繰り越しをしなければならなかったほ

ど年度内の執行がおくられて残額を見るに至ったと解すべきであります。なお、減額補正した上、さらに不用額を生じましたも国の補助額に影響を及ぼすことはありませんでしたし、起債の無利益な利払いをしているものでもありませんでした。これは主として執行過程に問題があるということを指摘しましたが、一応行政目的を果たしているのであるからやむを得ないものとして認めました。また、社会福祉事業振興基金の基金積み立てが当初予定額に達していないことから、さらに一段と努力し福祉行政の水準向上を図るよう要望いたしました。

老人入浴サービス事業については、前々年度の決算議会でもその充実について意見のあったところでありますが、対象者推定三十一ないし四十名のうちわずか八名を小山田の特別養護老人ホームの施設で実施しているという実態が続けられていることについてその運営の不適切であることを指摘し、浴そう車等を検討するよう要望いたしました。

生活保護率が全国平均を下回る等各種扶助について、国庫補助のあるものについて手厚く取り扱うよう、また、保育所の運営の改善、そのうち特に障害児保育については、三拠点において十七名を措置しておりますが、従事する職員の大半が正規職員でないことの不当を強く指摘いたし、すでに試験的段階は終わったのであるから早急に改めるよう強く要望いたしました。なお、同和対策費補助金の支出及び保育所費の保育料について問題があるとの反対意見がありました。

次に、歳出第十款教育費につきましては、学校建設費に多額の不用額が見られることから民生費同様慎重に審査いたしました。主に公社等の受託工事に問題があり、いずれも執行のおくれが原因でありました。なお、分離発注方式ともかかわって公社、教育委員会、建築、調達契約、土木、検査等の各課にわたっている業務であり、それら他部門との関係調整に欠けるものがあることを指摘し、執行体制を再検討するよう要望いたしました。なお、父兄負担軽減とも関連して、小破修理については土木における補修班に準じて直営で営繕の補修班を設けることがきわめて効率

的であるとして検討せられるよう要望いたしました。

また、青少年の健全育成について民間組織の検討、父兄負担についての行政指導、同和教育の該当しない地区への推進、地域スポーツのあり方についてコミュニティとの関係での検討等を要望いたしました。

また、社会教育関係施設について本年度総合計画に基づく事業がおくれている点を指摘し、計画年度内の実現について努力せられるよう要望いたしました。なお、三重平中学校の建設費及び四日市地区高校新設促進協議会への補助金支出について反対意見がありました。

歳出第十一款第三項文教施設災害復旧費及び歳出第十四款諸支出金につきましては別段異議はありませんでした。次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度に引き続き多額の繰越金が生じていることなど財政運営上問題があるとの反対意見がありました。

福祉資金貸付事業特別会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、別段異議はありませんでした。なお、不用額の財源は、申すまでもなく一般財源のほか国、県の支出のもの、市債によるもの、及び受益者である市民よりの負担となるもの等があり、執行に当たって慎重に対処し効率を高めるとともに、次年度への活用の仕方について十分配慮されるよう要望いたしました。

さらに、教育委員会においては、教育に熱心であるが、特に行財政面について一層の努力を必要とすることを強く指摘いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました、議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分につきましては、一般会計中、民生費及び教育費と特別会計中、国民健康保険特別会計については、賛成多数により、その他の部分については別段異議なく認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

山本 勝君。

〔産業公営企業委員長（山本 勝君）登壇〕

○産業公営企業委員長（山本 勝君） たいま議題となっております議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について産業公営企業委員会に付託された関係部分につきまして当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計についてであります。歳出第六款農林水産業費につきましては、農業振興上の基盤整備事業促進の必要性と、特に農家の要望が多い状況から土地改良事業等における予算の増額、地元負担率の軽減などにさらに努力すべきことを指摘しました。

第七款商工費については負担金、補助金の支出においてその対象の捕捉に一部不十分な点が認められましたので、今後支出に当たってはその目的が達せられるよう、また、その目的が関係者全般に十分浸透するよう検討すべきことを指摘しました。また、低成長下における不況は長期化の様相を呈し失業率が高まりつつある状況から、雇用の促進についてさらに確かな行政指導をもって対処すべきことを指摘しました。

第十一款第一項農林水産施設災害復旧費については別段異議はありませんでした。

次に、特別会計についてであります。競輪事業特別会計につきましては事業収益の減少について種々論議がなされたのであります。理事者からこの原因は主に交通事情によるものであり、このほか日程、選手配分等にも原因がある

ものと考えているが、これが対応策について現在鋭意検討中であるとの説明がなされたのでありますが、当委員会としては競輪事業が存続する限り収益の増大を図るべきであり、不振の原因を徹底的につきとめた上で事業改善のための積極策を早急に講ずべきことを指摘いたしましたのであります。

と畜場食肉市場特別会計については、一般会計からの繰り入れが年ごとに増大してきている現状にかんがみ、本事業の健全運営と県、市、業界等による公社制度への移行についてさらに努力すべきことを指摘いたしました。

市営魚市場特別会計については別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分につきましては、これを認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君） たいま議題となっております議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について、建設委員会に付託されました関係部分につきましては、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計についてであります。歳出第八款土木費の道路橋梁費につきましては、道路管理行政の推進に当たっては特に地下埋設物の種類、数量の増加傾向にある現状を踏まえ、防災対策、安全管理を考慮した埋設時の慎重な調査、埋設後の緻密な整理把握に努めるべきことを指摘いたしました。

港灣費につきましては四日市港管理組合に対する負担金支出の審査に関連して、過日の本会議で質疑のありました霞ヶ浦地先埋立地の売り渡し価格には漁業補償分として一平米当たり二百七十円を加算し売却している旨の説明がありました。

都市計画費につきましては、近鉄四日市駅西広場整備計画調査に係る委託料二百万円が五十年から繰り越しの上予算執行されなかったことについて、今後再びかかる処理がなされないよう厳しく注意を喚起いたしましたほか、公園整備等土木関連事業の総合的な遂行のため、特に関係部課との緊密な調整連携を行うべきことを指摘いたしました。

都市下水道費につきましては、予算執行による治水対策上の行政効果について種々論議がなされ、理事者から、緊急治水対策において基幹下水道、ポンプ場等の整備により事業は順調に進捗しており、五十三年度末までには相当の浸水解消の実現が図れる見通しであるという表明がありました。

第十一款災害復旧費の土木施設災害復旧費につきましては、復旧箇所が再び被災箇所となることのないよう十分留意して復旧事業を行うべきことを指摘いたしました。

なお、土木管理費、河川費、公共下水道費及び住宅費並びに第五款第一項失業対策費につきましては別段異議はありませんでした。

次に、特別会計についてであります。土地区画整理事業につきましては、関係住民の理解と協力を求めるなどして事業促進に一段の努力をすべきことを指摘いたしました。なお、公共下水道特別会計、市営駐車場特別会計につきましては別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました議案第二百二十二号昭和五十一年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分につきましては、認定すべきものと決した次第であります。



これもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第二百二十二号のうち、昭和五十一年度一般会計決算と国保特別会計の決算の認定に反対するものでありますが、まずもって、五十一年度決算全体を通してみて五十一年度における財政運営に対しての意見を述べたいと思います。

五十一年度は深刻なインフレ、不況下での経済危機、地方財政危機の一層の進行の中でスタートしたわけでありますが、政府は景気浮揚、経済の安定成長の名のもとに相変わらずの大企業本位で国民生活を犠牲にした、しかも、国債依存型予算を強行し地方財政に対してもその危機打開策もほとんど何もとることなく、借金依存財政を押しつけてきました。こうした中で本市の予算も租税収入の伸びが困難であるのに対し義務的経費の膨張による財政硬直化の進行などによる厳しい財政事情にあることを理由にして一般会計で対前年度一二・八％増、特別会計等合わせた総額で一四・六％増と、国家予算や地方財政計画よりもはるかに厳しい予算が組まれたわけでございます。この点について

市当局は、一般会計においては五十年度に比べて災害復旧の関連事業費が大幅に減少しているので実質的には国の一般会計予算や地財計画の伸び率を上回っているとしておりましたが、歳入面での市税の伸び率五・八％増、市債において国の借金依存型財政計画の押しつけともかわり二九・四％増という状態を見れば、五十一年度市財政の運営にいかにか厳しい見方をしていたかが明瞭であります。しかし、その実財源対策は大企業に対する税その他当然課すべき負担の強化や大企業のための支出を抑えることなど真になすべき、しかも、市独自に可能なものでもほとんど何も講ずることなく市民のみ市民税などの増税のほか市の各種手数料、使用料を値上げして高負担を押しつけ市民の切実な諸要求や多くの必要な事業あるいは施策を抑え、たな上げしたのでございます。ところが、市当局は当初予算が成立してわずか三カ月後には市税その他で今後約十五億の増収が見込まれ約十三億の支出面の必要増を差し引いて約二億円が一般事業へつぎ込む余裕ができたとの見通しを発表し、その後当初予算と最終補正後の予算との差が実に五十億を超える追加補正を行ったわけであります。歳入決算との差はさらに大きく五十四億にのぼったのであります。さらに歳入歳出決算の実質収支額は五億五千四百万、単年度収支額においても一億三千三百万余の赤字となったのでございます。これには当初予算にて予定した財政調整基金からの一億円の繰り入れを不執行にし、逆に二億一千万円の一般会計からの積み立てを行い、その結果として同基金の五十一年度末残高は八億四千万余りになっております。また、競輪事業特別会計からの繰り入れも当初より二億七千二百万円も減額しております。さらにこのほかに五十一年度事業の未完成に伴う五十一年度への財源繰越充当額が二億一千三百万円余りもありません。五十一年度の一般会計、特別会計等合わせた実質収支額は実に十四億二千三百万円にも達するのであります。このほか多額の不用額を出し、前年度よりその額、率の面でもふえている問題もあるわけでございます。五十一年度決算がこのような結果となったことは、いかに年度途中における国の景気浮揚策等があったとはいえず、また、財政予測が困難だとはいえず当初の予算

編成を初め財政運営に大きな問題があることを示しており、私はこのような財政運営を容認することはできません。しかも、これと大同小異の結果が毎年度のように繰り返されることは許しがたいことでございます。これでは何のために予算を編成するのかわかりませんし、市民が市政に不信をつのらせることにもなると思います。

さらに私は、議案質疑におきましても四日市市の財政力の実態を示す各種指数を引き合いに出して地方財政の全般的危機のもとにあっても、四日市は全国都市の中でもかなり恵まれており、相当の余裕を持っていることを明らかにしました。さらに私が、五十一年度当初予算審議その他機会あるごとに、市独自にも十分可能な方策を具体的に示して主張してまいりました大企業に対する税その他の必要な当然の負担を課すこと、大企業のための支出を抑えること、さらには、県事業に対する負担金、分担金を断固として抑え、逆に県費補助をふやさせること、また、住民本位に効率的なものに改め、むだを省くこと等断行していたならば多額の財源をさらに生み出すことができたのでございます。四日市の基本構想に基づく四十九年度から五十三年度の五カ年の総合計画の五十一年度未進捗状況は三年度間に全体でわずかに四六・三%であり、最も高い教育、文化向上の面でも六七・一%であります。これすら市民の要求や必要からすればかけ離れた状態ではございません。市民は四日市の立ちおくれた福祉、教育、文化、治水問題などの一日も早い充実整備を図り豊かで住みよい町づくりのために必要な施策を切実に求めており、来年度予算編成に当たってはさきに触れました問題を正し、積極的に市民要求にこたえられるよう望むものでございます。

次に、五十一年度一般会計決算についてでございますが、もとよりこの中には市民の要求に沿った必要な事業の執行も含まれており、これらには賛成でございますし、先ほどの五十一年度財政運営の問題点を踏まえて次の諸点にのみ反対するものでございます。

第一に、さきにも触れましたように大企業奉仕の姿勢を改めず、税その他必要な当然の負担を課さないばかりか多額の大企業のための支出をしていることでございます。たとえば、公害対策課の経費は九割余がコンビナート企業に起因するものでございますが、保育園、保育料などが職員の人件費まで含めて徴収しているにもかかわらず、全く負担されておりません。五十一年度には欠損法人というのが七十二社あり、納めた市民税はわずかに六十四万二千円でございますが、この中には石油化学コンビナート企業も多く含まれているのでございます。また、石油コンビナート災害対策のための消防常備対策費や特殊消防車の購入費も全く関係企業には負担を取らないで公費で賄っております。そのほか近鉄高架事業費や中央、霞の公害遮断緑地譲り受け費の公費支出、さらには近鉄、三交不動産、三岐に対する開発負担金の減額も不当であり認められません。

第二に、県営事業に対する負担金、分担金が依然多額にのぼっていることでございます。地財法違反の西高校建設負担金を初め総額四億三千六百万円、これに港湾関係費を加えると八億五百万円にも達するのでございます。港湾費に關しましては議案質疑におきましても埋立地の売却価格の不当性をただしたわけでございますが、この価格が臨海地帯の土地評価にも関連し、固定資産税収にも響くという面からも容認しがたいことでございます。港負担金の負担率も現状のままでは認めることはできません。他方、県からの負担金、補助金はわずかに五十年度より六千百万円、補助金だけでは一千三百万円ふえただけであり、これでは増額に値しないものであります。四日市市からの県税の税収、高校を除いて県立施設が皆無という状態に示されますように四日市市に対する県政の無策状態とあわせて県に対して断固とした姿勢で補助金の増額、負担金、分担金の削減を求めべきであります。

第三に、各種料金を値上げし市民に高負担を課したことでございます。決算の結果から見るとこれらの料金値上げは全く必要がなかったことを示しております。特に保育園の保育料については一一%値上げをしましたが、二千三百万円もの増収となり市費持ち出し分が約七千万円も少なくて済んだこととあわせて実質上の保育料の大幅な取り過ぎ

という結果になっております。少なくとも保育料の増収分につきましては父兄に還元する措置として各園の遊具の購入に回してやるべきだと思います。なお、各種料金の値上げについては財源対策の面ばかりでなく、負担の公平というものが持ち出されるわけですが、さきにも触れましたように負担の公平を真っ先にやるべきは大企業の税、その他の負担の問題であることを指摘しておきたいと思えます。

第四に、その他の支出の問題として四日市の不公正行政の典型的なものの一つである解同、同和会に対する補助金があります。小牧地区の混乱の大きな要因になっており断じて認めることはできません。また、前助役の退職慰労金、パビリオンの市の嘱託職員派遣人件費、自衛隊の募集事務費、さらに三重平中の校庭整備費にも問題があり、その執行を認めることはできません。

最後に、私は教育民生委員会における決算審査を通して四日市の教育福祉施策が重点施策に位置づけられながらもわめて不十分な面が幾つかあることを知ったのでございます。その一つは扶助費が全国都市と比べてかなり少ないこととあります。

その二は、独居老人、寝たきり老人に対する入浴サービスのお粗末さに代表されますような貧弱な対策の実態であります。

その三は、心身障害者の雇用問題について全くの無策に等しいこととあります。

その四は、老人医療の無料化の年齢が七十歳以上のところは東海、近畿の中で三重県だけであり、四日市を含めて三重県が老人に冷たいこととあります。

その五は、他都市でホームヘルパーの正職員化を進めているのに四日市は全くその意思を持っていないこと、そしてまた、先ほど教育民生委員長からのご報告にもありましたように障害者保育に当たる保母さんをいまだに臨時職員

にしていることとあります。

その六は、保育園等の長時間保育が叫ばれているのに、そして条例上の保育時間すら守っていないこと。

その七は、福祉基金が大企業の非協力でその目標に及んでいないこと。

その八は、教育費における父兄負担が多数にのぼっていることとあります。

その九は、四日市唯一の文化施設である図書館において現在の一台の移動図書館では市民の要望にこたえられなくなっており、総合計画の年次別計画でも五十一年度一台の増強が計画されていたにもかかわらず実現していないこと。

その十は、校庭開放についてもその条件整備について対策が全くとられていないこととあります。これらについては今後積極的に改善されるよう強く望むものでございます。

次に、国保の特別会計についてでございますが、五十一年度における一般会計からの繰入金金は二億三百九十四万二千円と、市の財政難を理由に四十九年度の二億五千万、あるいは五十年度の二億八千七百五十万に比べて大幅に引き下げられました。市当局は五十年度からの繰越金を当初見込みで二億三千万円、決算では二億五千六百万円となっておりますが、その計上をもって事足りりとし、なお不足する分として保険料を一一％値上げし年間一人当たり一万五千二百三十三円の負担を課し、これが決算では一万四千八百九十三円となり、保険料収入全体では一千四百五十万円の増収となったわけでございます。もともとこの繰越金は過年度における保険料の取り過ぎ分の蓄積であって、これをもって一般会計からの繰り入れを減らすことは容認できないのでございます。また、五十一年の国保の老人医療の公費助成制度の国保財政へのはね返り分としては約一億四千四百五十万円が見込まれたのでございますが、当初予算においては国からの臨時調整交付金に全く計上されておりませんが、決算ではこの分として約三千五百六十万

円が交付されたことになっております。私は当初予算編成に際して、このような国の老人医療の公費助成制度の国保へのはね返り分は基本的に国において財政措置が講じられるべきであり、臨時調整交付金としてこれを計上し、あくまで国に交付させることとし、仮に国の措置がとられないという場合には市単の老人医療その他乳幼児、心身障害者医療の公費助成制度の国保財政へのはね返り分と合わせて一般会計からの繰り入れ増で賄い保険料負担には断じてすべきでないことを主張したところでございます。しかし、決算の結果としては、はね返り分見込み一億四千四百五十万円に対して臨時調整交付金の三千五百六十万円と一般財源からの繰入金四千八百十万余り等差し引いた六千万円以上が国保加入者に負担させられたことになったことは容認できないと思うのであります。

また、総務費、いわゆる事務費につきましても国庫負担金は決算額一億五千七百六十万のうちの五五・八%であり、これに一般会計からの繰り入れが一千万円にも満たないためにその差七千五百九十万円を国保加入者が負担しているわけでございます。この点でも国に対し全面的な財政負担を要求するとともに、毎年度の保険料の値上げで他の健康保険と比べても最も高い保険料を負担し、しかも、最も劣悪な給付しか受けていない社会的弱者の多い国保加入者の負担軽減と給付改善のために市の一般会計からの繰入金での充当をふやすべきであったと思っております。国保財政は年々厳しくなる中で国の責任で老人医療保障制度の民主的改革、高額療養費に対する二分の一国庫負担、事務費の全額国庫負担をすることなどの抜本的な改善と、さらには給付の大幅改善を求めて国に対し強力な運動を引き続き強めるとともに市としてもさきに触れましたように国保加入者の劣悪な給付と高負担の実態と市民の三分の一が加入者であるという量の重み等を直視して国保加入者の保険料負担軽減、給付改善の切実な諸要求に積極的に対応されるべく今後の運営に当たられるよう強く要望してやみません。大変長くなりました恐縮でございます。

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は認定することに決しました。

日程第二 議案第一二二三号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第五 議案第一二二六号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、議案第一二二三号工事請負契約の締結について、ないし日程第五、議案第一二二六号工事請負契約の締結についての四件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） ただいま議題となっております議案第一二二三号ないし議案第一二二六号の工事請負契約の締結について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、いずれも下水道関係工事の請負契約の締結案であります。当委員会がかねてから理事者に対し指名競争入札における公正な競争性の確保の観点から入札に際しては入札回数を制限し、なおも落札しない場合には指名業者を変更するなど入札方法の改善について強く要請するとともに、契約事務の執行に当たっては厳正かつ公正な態度で臨

むよう強く求めてきたところであります。しかしながら、提案される各請負契約議案は第一回入札の最低者が最終的に落札者となるケースが多く、今回もその傾向が見られることから関係理事者から詳細な説明を求め慎重に審査いたしましたのであります。その結果、当委員会といたしましては理事者に対し入札方法について当委員会の審査の経過を踏まえ、より一層の改善に努めること、また、万一不正な行為が見受けられるような場合には厳しく処置をするなど、従前に増し公正かつ厳正な契約事務の執行に当たると重ねて強く要望いたしましたほか、入札前における指名業者の指導の強化に格段の配慮をするようあわせて要望いたしましたして、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではあります、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより本件を直ちに採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第六 発議第七号 同和对策事業特別措置法の期限延長を含む抜本的改正に関する意見書の提出について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第六、発議第七号同和对策事業特別措置法の期限延長を含む抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 たいま議題となっております発議第七号同和对策事業特別措置法の期限延長を含む抜本的改正に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表してご説明申し上げます。

同法は、昭和四十三年に十年の期限立法として制定され、それに基づく各種事業が積極的に進められ、かなりの成果をおさめていることはすでにご承知のとおりであります。しかし、同法の期限切れまで一年余となった今日、なお残事業が山積しているのが現状であります。また、同和問題の解決には単に環境整備事業だけでなく、産業、労働、教育、人権問題など多面的な施策が必要であります。現行法では同和問題の完全解決は期しがたく、したがって、同和对策事業特別措置法をこれら施策が十分に遂行できるよう内容の強化、延長を政府に求めるべく、お手元に配布いたしました意見書を提出しようとするものであります。

本市議会においてもこの問題に関する請願を九月議会において採択いたしており、その後の国の動向等諸般の情勢に注目してきたのであります。請願者からの再度の要請もあり本問題の解決には緊急を要するものと思料し、ここに急遽提案させていただいた次第であります。よろしくご賛同賜りご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 本案は、去る九月定例議会におきまして採択されました部落解放同盟三重県連合会寺方支部長はか一名提出の同特法の抜本的改正を含む延長についての請願の願意に基づき、また、その後の解同の関係者からの要求に応じて提案されたものでございます。

私は、同請願の採択に際しまして反対の立場をとりましたが、本案に対しましても反対するものであります。私はその理由として、私たち共産党の同特法問題に対する態度、すなわち同特法の民主的改正による延長の立場と、その具体的な提案の概要を述べて四日市市議会がその方向に沿って本案の内容を改めた上で議決されるよう強く要望するものであります。

同特法の期限が一年半後に迫ってきたことからこの問題をめぐっていろいろ主張や動きが活発になっておりますが、この中で特に重大なのは同特法を悪用して各地で暴力や無法な行為の限りを尽くし不公正な同和行政をつくり出して同対事業を私物化し利権あさりの道具にして部落内外の住民の間に新しい断絶と差別を生み出してきた解同が何らの反省もなく、その誤った部落排外主義の立場から部落差別の半永久的固定化を前提とした同特法の根本的強化延長を

要求し、狭山事件裁判などの問題とも結びつけて全国各地で策動しており、地方自治体当局や議会の一部にこれに同調する動きもあらわれていることでございます。この点では去る九月の四日市市議会が採択した同特法の抜本的改正を含む延長についての請願は主として多くの事業量の積み残しがあるという理由や抽象的に現行法の不備を指摘した理由によってこれまた抽象的に同特法の内容を強化し延長されることを政府関係機関に求めたものであり、また、今日上程されている意見書案もその請願とほとんど同趣旨のものであって、これでは同特法の延長問題の正しい解決に寄与することにならないばかりか、事実上解同の策動に市議会も市当局もくみすることになりかねません。実際に九月定例会における請願採択から一カ月後の十月三十一日の東京での「同特法の強化、延長を求める中央代表者会議」に四日市市当局は解同の求めに応じて三人の職員を公費で派遣しております。当初は同日夕方の明治公園における「狭山裁判料弾再審要求中央総決起集会」にも職員を公費で派遣することになっていたほどでございます。他方同特法を悪用した解同の無法にこりて同特法の延長に反対する意見や期限切れによる失効を望む意見すらも出ております。したがって、私たち共産党は同特法の延長問題に対する態度を決める場合には少なくとも法制定後から今日までの同和事業の到達点や、それをめぐる問題点などを具体的に明らかにし、十分検討の上真に部落解放の目的にかない国民的合意を得ることのできる結論を出すように努力することが必要であると考えております。昭和四十四年の同特法制定に際しまして共産党は内容に不備欠陥があることを指摘しながらも、同特法に基づく同対事業が正しく推進されるならば部落住民の生活の改善、改良と部落差別の解消に一定の役割を果たすことができるとして賛成し、その後も同対事業を公正、民主的、積極的に進めようとしないう政府を初め関係当局の態度を批判し、その推進に努力してきました。また、解同の同特法を悪用し暴力、無法の限りを尽くしてつくり出した不公正で乱脈な同和行政、同対事業の私物化、利権あさりに断固反対し、あくまで公正、民主的な同和行政と国民融合、部落差別の一扫を目指し

て聞ってきたことはご承知のとおりでございます。その結果いわゆる解同問題が重大な政治問題となった東京都、埼玉、兵庫など同和行政の不正が是正され解同の全国的な拠点である大阪においても羽曳野市を初め衛星都市の大多数で公正、民主的な同和対策事業が進められるようになってまいりました。こうした中で同特法問題につきまして公正、民主的な同和対策事業の実施を法の上でも保障し部落差別の解消を国の責任で促進するために、その民主的改正による完全実施を図るとの政策を早くから打ち出してきましたし、去る七月一日には法制定後の同和事業の到達点に基づきに検討した結果に基づいてこれまでの政策を一層具体化した同特法の民主的改正と延長に関する提案を行っております。私たちは同特法制定後の同和事業の到達点と問題点として次のような見解をとっております。すなわち、この八年間の同和事業は同特法の目標とする対象地域住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するために一定の成果を上げることができたと考えております。しかし、同時に全国各地で同和行政に対する国民の不信、疑惑が新たに作り出されるなど多くの重大な問題が未解決のまま残されていることも事実であります。

その第一の問題は、歴代の政府の部落問題に対する消極的な姿勢にかかわる問題でございます。これが端的にあらわれておりますのが同和事業についての国庫補助が少なく地方自治体の負担が過重になっていくことであります。地方自治体の実施した事業の中には解同の暴力的な圧力に屈したのも含まれており、私たちはそのすべてを是認するものではありませんが、そのことを考慮してもなお同特法の規定する三分の二の国庫補助は事実上空文になっているのであります。

第二の問題は、同和事業の実施が政府の無責任なやり方によって地方自治体の責任に転嫁されていることから来る問題であります。すなわち、地方自治体の同和行政に取り組む姿勢や財政基盤の強弱などによって同和事業の進捗が不均衡となり、あるいは大阪に典型的にあらわれているように、一部の地方自治体が行政の主体性を失い、解同の理

不尽な要求に屈して一般行政水準や住民の要求と大きくかけ離れた超デラックスな施設建設に膨大な予算をつぎ込み、あるいは法外な委託費、補助金を解同一部幹部などに支出するなど地方自治体の財政を破綻させるだけでなく、逆差別をつくり出していることでございます。また、同和事業の一環としての個人給付及び公共料金の減免措置などが対象地区の中の部落出身者へのみ貧富の別なく一律に行われていることなどは同特法の精神に反したことと言わなければなりません。これらの不正行政の幾つかは四日市市においても現に行われており、同特法の延長問題以前の問題としてその是正が図られなければならないと思えます。

第三の問題は、全国各地で見られますように解同一部幹部が同特法の公正な実施を暴力的に妨害し同和事業利権あさりの道具にしてきたことでございます。政府はこれを承知しながらも必要な措置をとってこなかったわけでございます。これは政治的配慮からとしか言いようのない不当な態度であると思えます。これらの解同の無法な行為は国民的批判を浴びて孤立化し同和行政の不正も全国的に改められてきているとはいえず、まだいままなお大阪、福岡などで部落解放目的と社会的道義に反する状況が続いていることは重大でございます。こうした八年余の間の同和事業が全体で一兆円を下らない額にのぼったにもかかわらず部落問題の解決のために十分有効に使われたと言えない結果となっております。私たちは同特法の残り期間にこうした問題点を克服して、同和対策に必要な事業をできる限り実施するよう政府と地方自治体に強く求めるわけでございますが、同時に所期の目的が期限内に達成できなくなった今日、法の目的と範囲の明確化、国の責務の明確化、公正民主の法執行の保障などを盛り込んだ法の民主的改正による延長が必要であると考えております。政府は昭和五十年の時点で物的施設に限った残りの事業量を一兆二千億円と試算発表したのでございますが、私たちはこの中には解同の不当な要求をそのまま盛り込んでいる地方自治体もありますし、また、同和対策を必要とする部落住民の要求が正しく反映されているとは言えない面もありまして、その試

算額を妥当とするものではございません。したがって、地方自治体が部落の実態を正しく把握して国民的合意の得られる事業計画を作成することが今後の重要な課題となっております。以上のような同対事業の到達点と問題点を見る  
とき、同特法の期限延長問題は単純な延長ではなく、まして解同の言う強化延長ではなく、その内容を民主的に改正し国の責任で真に部落差別を解消し国民的融合を遂げることと役立つ事業が期限内に予定どおり実施されるものになければならないと考えるものであります。そして、具体的な改正の内容としては、第一に法の目的と同和对策事業の目標が抽象的にしか規定されていないために他の一般行政に基づく事業とのけじめが不明確でありますので、第一条に部落差別解消に役立てる、第五条に一般地区との格差を是正するとの字句を入れ目的と範囲を明確にすること、さらに第五条に同和对策事業の受益は等しく対象地区住民に及ぶことを明記するなどの改正を行う必要があると思  
います。

第二に、国の責務のあいまいさを取り除き地方自治体、特に市町村の過重な負担を解消するために第七条の規定を改めることとございます。さらに第三条の国民的責務については同対事業の円滑な実施に協力する云々だけでなく、公正円滑な実施と、公正を入れること、また、同対事業の一環としての個人給付貸し付け等は、貧富の別なく一律に適用することをやめる規定を設けることとございます。

第三に、公正民主の同和行政を保障する規定を新たに設けることとございます。そして、同特法は本来この法を一日も早く必要としない状態をつくり出すことを目的としたものであり、その延長は期限を決めるものとする等々でございます。

最後に、いまこそ勇氣を持って同和問題に対処されるよう皆さんに強く訴えるものでございます。きょう市長がご出席になっておりませんが、こうしたものも四日市に重大な問題のあらわれであると思うわけでございます。

いまこそ勇氣を持って同和問題の正しい解決に当たられることを強く訴えて終わりたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（大谷喜正君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十二年十一月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。  
連日にわたりご苦労さまでございました。

午後三時四分閉会



右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	大	谷	喜	正
署名議員	堀	新	兵	衛
署名議員	小	井	道	夫

○ 総務委員会  
付託議案一覽表（昭和五十二年十一月臨時会）

議案第一二二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算

並びに各特別会計等の決算認定について

○ 一般会計

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第五款第二項 労働諸費

第九款 消防費

第一款第四項 其他公共施設公用施設災害復旧費

第二款 公債費

第三款 予備費

○ 交通災害共済事業特別会計

○ 公共用地取得事業特別会計

○ 桜財産区

議案第一二三号 工事請負契約の締結について

議案第一二四号 工事請負契約の締結について  
議案第一二五号 工事請負契約の締結について  
議案第一二六号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算

並びに各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款第三項 文教施設災害復旧費

第一四款 諸支出金

○国民健康保険特別会計

○福祉資金貸付事業特別会計

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

○産業公営企業委員会

議案第一二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算

並びに各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

○競輪事業特別会計

○と畜場食肉市場特別会計

○市営魚市場特別会計

○建設委員会

議案第一二二号 昭和五十一年度四日市市一般会計決算

並びに各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 五款第一項 失業対策費

第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

○公共下水道特別会計

○土地区画整理事業特別会計

○ 市営駐車場特別会計